

11月12月の月一です。今年はまだ日本には四季はなくなったかのような猛暑、各地に大きな爪痕を残した猛烈台風が続きましたが11月の声をきくと立冬に先立ち、日本列島の北の方から雪の便りがありました。朝夕の冷え込みや近所の遊水公園の木々の紅葉に秋を感じました。受診病院の中庭にデンと立つ大きな柿の木が今年もたわわに橙色の実をつけました。それを眺めて「今年の実は去年より大きいような気がする」と息子がつぶやきました。やはり四季は残っていたようです。もう一週間ほどで師走。お体に気を付けてお過ごしください。



【現在、「埼玉県内の家族会(埼玉県精神障害者家族会連合会)が行っている署名活動」について。】  
下記の署名活動内容にご賛同、ご協力いただけます方は、規定の署名用が必要です。お近くの家族会、埼玉連事務局(火・木・金曜日 048-825-7172)にあります。お問い合わせください。

### 重度心身障害者医療費助成制度の対象拡大を求める要望署名

埼玉県知事 大野元裕様

#### <要望主旨>

精神障害者はストレスへの脆弱性や副作用のある薬を長期にわたって服用する必要から精神科以外の病気にもかかり易くなります。さらに精神障害者保健福祉手帳2級所持者の多くは生活できる収入を得られる仕事につく事が難しく、経済的に苦しい世帯が多いのが実情です。その中で医療費負担は大変です。こうしたことから2018年12月、県議会で「精神障害者保健福祉手帳2級所持者を『重度心身障害者医療費助成制度』の対象とするよう求める請願」が採択されました。この制度の目的は障害者やその家族の経済的負担軽減により安心して医療が受けられる事で、福祉の増進を図る事ではないでしょうか。また、この医療費助成制度の対象から精神科入院医療費が除かれているのは制度に問題があると考えています。私たちは医療費助成制度の対象拡大を早期に行うよう求めます。

#### <要望事項>

- 1、精神障害者保健福祉手帳2級保持者まで重度心身障害者医療費助成制度の対象者にしてください。
- 2、精神科への入院時の医療費助成制度も重度心身障害者医療費助成制度の対象者にしてください。

#### 【11月のみんなねっと情報から】



池淵恵美先生(前帝京大学精神科教授)が当事者・ご家族のための相談窓口を開設



池淵恵美先生から下記のご連絡をいただきました。-----

私は精神科医で40年来、統合失調症のリハビリテーションを専門にしています。

2018年度まで帝京大学の精神科におり、セカンドオピニオン外来で、精神科通院・入院中の当事者・ご家族の方から、心配事についての相談を伺ってきました。診断が納得できない、薬があわない、もっと良くならないかなどなどです。2019年度に帝京平成大学にうつりまして、臨床心理センターで当事者・ご家族のための窓口を開こうと考えています。たくさんはお受けできませんが、場所が池袋ですので足の便が良く、直接お越しいただければ統合失調症に限らず、精神疾患を持つ方の相談に乗ることが可能です。臨床心理センターですので、50分3,000円の枠組みで、投薬はできません。センターにお電話いただき、池淵を希望していただければ、ご都合に合わせて面談日を設定いたします。なおホームページでは池淵は板橋センター火曜日担当になっていますが、実際は池袋センターで、木・金のいずれかで対応させていただくことになるかと思っております。

:帝京平成大学 池袋 臨床心理センター

〒170-0013 東京都豊島区池袋4-26-10 帝京平成大学 池袋1号館2階  
ご予約につきましては、まずはお電話にてご相談をいただいております。

開室時間内に下記電話番号までご連絡ください。 [TEL:03-5979-6659](tel:03-5979-6659)

詳しくはホームページをご覧ください。 <https://medical.thu.ac.jp/rinsyou/sp/index.html>